

事 務 連 絡  
平成23年5月19日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局  
建 設 業 課  
建 設 市 場 整 備 課

### 東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について

標記事業については、下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援対策として、利用が図られてきたところですが、長年にわたる建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境に加え、今般の東日本大震災による影響もあり、東日本大震災の被災地域における中小・中堅建設企業等は、極めて厳しい状況です。

このため、被災地域における建設企業の資金調達の円滑化を図るため、本事業を拡充し、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権を支払期日前にファクタリング事業者が買い取る場合に、債権の買取時の下請建設企業等の金利負担の軽減及び債権回収に係る緊急的なリスク負担の軽減を行うことができるよう新たに措置するとともに、被災地域において行われる災害廃棄物の撤去等に係る債権についても保証を受けられることとし、別添のとおり、関係者あてに通知したところです。

つきましては、貴団体におかれても、本事業の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導、周知をお願いします。